

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 58 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 反フェニックス法の導入

会社財産を廉価で売却し、会社債権者が不当に害されることを防止するため、反フェニックス法が導入され、2020 年 2 月 18 日、同法の多くの規定が施行されました。

違法なフェニックス行為（illegal phoenixing activity）とは、典型的には、会社が負担している債務だけを残し、会社の優良資産を適正価格未満で他の関連会社に売却するような行為をいいます。債務だけ残された元の会社は、やがて清算手続に入るため、その会社に対する取引債権者や税務署は、十分な債権回収ができず、不当に損害を被ることになります。

違法なフェニックス行為を主導するのは通常会社の取締役であることから、新法では特に取締役の行為や責任について焦点を当てています。例えば、取締役の辞任時期を不適切にバックデートすることを防止するため、取締役が会社を辞任してから 28 日以上経過して ASIC に辞任届を提出した場合は、辞任届が提出された日に辞任したものとみなし、実際に取締役を辞任した日から届出をした日までになされた会社の行為に関する責任も当該取締役に対して追及できるようになりました。また、会社が支払うべき消費税（GST）について、一定の場合には、取締役個人に負担させることができるようになりました。この他にも、違法なフェニックス行為に関与した役員に対する民事上・刑事上の罰則を導入し、清算人や ASIC に対してフェニックス行為に対抗する権限を付与する等の規定が追加されました。

本稿では、本法の概要と実務上の留意点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## [Japan Practice 紹介サイト](#)



## その他の注目のトピック

### 当番制カジュアル労働者の雇用期間の算定（労働法）

フェアワーク委員会（FWC）は近時、2週間毎の当番勤務制で雇用した従業員の雇用期間の算定に関し、勤務していない2週間の無給の休息“休暇”の期間も雇用期間に含めるとの判断をしました。使用者に対して、不当解雇の訴えを提起するためには、従業員は6ヶ月以上継続勤務している必要がありますが、その期間を算定する際、給料の支払われない休暇（unpaid leave）は含まれません。FWCは、契約上2週間毎に無給の休息“休暇”を与えると規定があるとしても、これはワークサイクルの一環であるから、unpaid leaveに当たらないとして、無給の休息“休暇”の期間も雇用期間に含めると判断しました。

本稿では、本判決の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### Biowood 素材を用いた建物の遵法性（建築法）

ニューサウスウェールズ州民事・行政裁判所（New South Wales Civil and Administrative Tribunal）は近時、被覆材として Biowood を用いた多層構造の居住用建物について、オーストラリア建築法に違反していると判断し、建築者と開発者に対して、Biowood を建築済みの建物から取り除く命令を下しました。本判決を受けて、今後 Biowood を用いた建物の建築者・開発者に対する訴えが増加することが想定されます。

本稿では、本判決の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 金融王立委員会の報告書に対応する法案の発表（金融法）

政府は、2020年1月31日、金融機関の不正を追及した王立委員会（Financial Services Royal Commission）が昨年公開した最終報告書において推奨されている改革案のうち、22の推奨案に対応する法案を発表しました。この法案は、法令違反があった場合の規制機関への報告、違法行為の調査、金融のアドバイス、保険や退職金に関する商品の販売など、幅広い分野に関わる規制を含んでいます。同法案は、2020年2月28日まで、パブリックコメントに付されます。

本稿では、本法案の概要について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## QLD 州の新たなコアラ保護規制の導入（環境法）

2020年2月7日、クイーンズランド州政府は、QLD州南東部コアラ保護戦略（South East Queensland Koala Conservation Strategy）の実施を発表するとともに、コアラ生息地マップを公表しました。この新規制により、QLD州南東部の69万ヘクタール以上の土地がコアラ生息地域に指定され、57万7千ヘクタールの土地がコアラ優先地区（Koala Priority Area）に指定されました。本規制は2020年2月7日から効力が発生しており、これらの保護地区が開発等を検討している土地に含まれる場合には、本規制に留意する必要があります。

本稿では、本規制の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 市場支配力の濫用を理由とする訴訟の開始（独占禁止法）

2019年12月6日、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、タスマニア島北部の港の大部分を所有する Tasmanian Ports Corporation 社に対して、市場支配力の濫用（misuse of market power）により、競合他社の参入を妨害したとして、連邦裁判所に訴訟を提起しました。市場支配力の濫用規定は、2017年末に改正され、市場の競争が実質的に制限される効果が生じる可能性がある場合にも適用されることになりました。本訴訟は、同規定の改正後初めて適用されるケースであり、裁判所がどのような基準で同規定の適用の有無を判断するのか注目されます。

本稿では、本訴訟の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 文化遺産法上の紛争の土地裁判所の管轄権（不動産法）

2020年1月20日、クイーンズランド州土地裁判所（Land Court）は、アボリジニ文化遺産法（Aboriginal Cultural Heritage Act 2003 (Qld)）に関連して締結した契約の解釈が問題となった紛争について、同裁判所に管轄権がないことを理由に訴えを却下しました。同判決は、先住民の権利（native title）に関する契約上の紛争について、土地裁判所等に管轄権がない場合があることを示唆しており、契約で紛争解決条項を設ける場合は、訴訟以外の解決手段も検討し、合意をしておく必要があるといえます。

本稿では、本判決の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 今後のセミナー等の予定

### 豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）（2020年3月10日、シドニー／2020年4月1日、メルボルン）

加納弁護士が、2020年3月10日に、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説します。また、2020年4月1日には、メルボルン日本商工会議所主催のセミナーにおいて同様のテーマで講演を行います。

### 豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、当面延期されることとなりました。代替日が決まりましたら、改めてご案内いたします。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 豪州の観点から見たガバナンス（2019年8月13日、ブリスベン）

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV契約やJV運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

### 豪州企業の買収と運営（2019年3月12日、シドニー）

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版はこちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)